

2025 JAPANESE FOOD EXPO

出展規約

(お申込の前に必ずお読みください)

Japanese Food Expo（以下、JFE と称する）は米国内の一般消費者ならびに食品関連事業者、訪日旅行関連事業者などを対象に、米国カリフォルニア州の非営利公益法人である日本食文化振興協会：Japanese Food Culture Association が企画・主催し、米国カリフォルニア州ロサンゼルスならびにニューヨーク州ブルックリンにおいて開催する日本食・日本食文化をテーマとしたイベントです。JFE に出展を希望する団体・企業など（以下、出展者と称する）は、当出展規約（以下、規約と称する）に記載されている内容・条件等をすべて承諾し、なおかつこれらの規約に則って出展を行なうことといたします。

第 1 条 出展の申込みと契約

1. JFE への出展を希望する出展者は、規約の内容を確認の上、所定のオンライン様式の出展申込書に必要事項を入力し、電子ファイルにて日米各事務局まで送付し、お申込みください。
 - 1) 出展申込書ならびに規約は、募集要項と共に JFE の公式サイトより取得することが可能です。
 - 2) 出展申込書を提出する際に、出展内容への同意確認及び代表者の氏名を記載することで、出展者が規約を理解しその内容に合意した証となります。
 - 3) 出展者は 1 団体もしくは 1 企業につき、1 出展申込書にてお申込みください。
 - 4) 複数の団体もしくは企業の連名による出展申込みは出来ません。
 - 5) 出展申込みは所定のオンライン様式をご利用ください（FAX や郵便等による申込みは受付できません）。
 - 6) 地方自治体（または、外郭団体）等が、日本貿易振興機構（以下、JETRO と称する）が推進する事業枠を活用して出展を行う場合は、JETRO が定める条件等に従って出展をお申込みください。詳細については事前に JETRO のホームページ等にてご確認ください。
2. 日米各事務局は、出展申込書の記載内容に基づき出展商品や目的などの適合性を審査のうえ出展を承認した場合、出展者宛てに申込の受理および出展料金の支払いについて電子書面にてご案内いたします。
3. 前項の電子書面のご案内日から数えて 7 日以内に出席者は、案内に定めた貨幣単位にて銀行送金（日本国内は口座振込／米国内は ACH のいずれか）により規定の出展料金を支払うことといたします。
4. 前項の出展料金の入金確認をもって JFE への出展（小間の確保）に係る契約の成立といたします。
5. 契約が成立するまでは出展に関するすべての交渉、条件はその効力を発しません。
6. 日米各事務局は、審査の結果、JFE の開催趣旨に適さないと判断した場合には、出展の受理、及び／又は出展契約をお断りする権利を有します。

第 2 条 出展およびその他の諸料金

1. 出展料金（以下、出展料と称する）は JFE 公式サイトに掲載されている募集要項に記載の通りとし、申込地域・申込先（事務局）により以下の通りお支払いいただきます。
 - 1) 日本国内からお申込みの場合は日本事務局を通して日本円でのご請求・お支払いといたします。
 - 2) 米国又は第三国からお申込みの場合は米国事務局を通して米ドルでのご請求・お支払いといたします。尚、米ドル建ての出展料についてはお申込み時に米国事務局までお問い合わせください。
 - 3) 上記 1）、2）いずれの場合も銀行振込や送金等に係る手数料等諸料金は出展申込者の負担といたします。
2. 企業・団体等が第三者（事業の委託先など）を通して出展申込を行う場合、出展料金は当該第三者の申込先もしくはご契約先が日本事務局となるか米国事務局となるかによって日本円もしくは米ドルでのご請求・お支払いとなります。
 - 1) 第三者（事業の委託先など）による出展申込を行う場合の出展料金は、事前に日本事務局もしくは米国事務局まで条件等詳細をお問い合わせください。

3. 追加備品・サービスの諸料金については、本規約第7条に記載された内容に従うものとします。
 - 1) 追加備品・サービスの諸料金等については予告なく変更となる場合があります。
 - 2) 追加備品・サービスの諸料金等については別途ご案内する請求書に記載される内容に基づき所定の方法にて期限までにお支払いください。

第3条 出展の解約・取消

1. 出展に係る契約の成立後、出展者側の都合により出展の一部または全てを取りやめる（または、出展契約を解除する）場合、理由の如何に関わらず以下の通り解約手数料を申し受けます。

2025年7月31日までの解約：	無料
2025年9月30日までの解約：	出展料金の50%
2025年10月1日以降の解約：	出展費用の100%
2. 出展契約の解除は出展者ご自身による JFE 運営事務局（以下、運営事務局と称する）E メールでのお申し出のご連絡が必要です。
3. 前項の E メールを日米各事務局が受理した旨の通知をもって解約の成立といたします。
 - 1) 上記の受理通知（E メール）の送信日が正式な解約日となりますのでご注意ください
4. 第1条第2項において出展料金が全額支払われた後に、日米各事務局側の都合により出展契約を解除した場合、日米各事務局は解除から起算して30日以内に所定の出展費用を出展者へ全額返金いたします。
5. 出展の内容が規約に違反している、または不適切と判断された場合、第1条第6項に記載の通り、日米各事務局は出展者に対し出展の中止又は取消を求めることがあり、この場合、当該出展料金については返金いたします。

第4条 出展ブース位置の確定

1. 出展者のブース位置は出展各社の展示内容、ゾーニング等を考慮のうえ日米各事務局が決定いたします。
2. ブース位置、ゾーニングについては開催30日前を目処に E メール・オフィシャルサイト等にて暫定版のフロアプランを出展者にご案内いたします。
 - 1) 開催当日までフロアプランの内容は一部、予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。
3. 出展場所、ブース位置に関する出展者からのご要望やリクエスト等は原則としてお受けできません。
 - 1) 特定の事情等がある場合は、必ず出展申込時に日米各事務局までその旨をお申し出ください。
 - 2) 上記1)の事情等について、主催者が不可避かつ合理的と判断する場合にのみ考慮の対象といたしますが、これに伴い発生する追加諸料金等については出展者の負担となります。

第5条 出展（出品）商品・製品について

1. JFE において出展（出品）・販売を行う商品・製品は、一般に日本国内において食されている食品や飲料と認められるものであり、かつ米国の連邦及び州政府機関等が規定する輸入規制ならびに FDA が定める食品安全強化法（FSMA）等の基準に準拠、対応して生産されているものであることが必要です。
2. 出展（出品）にあたり当該出品物が米国への輸入規制に該当せず、なおかつ食品安全強化法（FSMA）の基準に合致し、**米国内での流通が認められる製品であるかどうかについては、出展者自身の責任において確認ならびにご判断のうえ、出展（出品）をお申込みください。**
3. 出展（出品）商品・製品は1小間につき最大5点（5種類）までといたします。
 - 1) 出展（出品）商品・製品が6点（6種類）以上となる場合は、複数の小間をお申込みください。
4. 試食・試飲の内容や提供方法などについて、ご不明な点は日米各事務局までお問い合わせください。
 - 1) 同じ小間において複数以上の異なる事業者が共同出展を行う場合は、各事業者ごとに1品以上の試食・試飲の提供が必要です。
 - 2) 試食・試飲の分量は、試食：ひと口サイズ、試飲：1オンス（約30～40cc）程度といたします。
 - 3) 試食・試飲の内容や提供方法などについて、詳細は日米各事務局までお問合せください。

5. **米国への商品・製品ならびに資料・PR 資材等の輸送（輸出入及び通関）ならびに会場への搬入に係る諸手続きや諸料金、リスク等については、すべて出展者の責任と負担で行っていただきます。**
6. 会場への製品・資料等の搬入に関する必要な手続きならびにスケジュールについては、事前に日米各事務局より E メールにてご案内をいたします。
7. 出展（出品）商品・製品及び出展者が送付する備品や資料等の未着または破損等による出展（出品）等への影響について日米各事務局は免責です。

第 6 条 ブース施工、設営

1. ブースのオリジナルデザインの施工、設営に関して出展者は、開催日から数えて 90 日前までに日米各事務局へ具体的な内容や詳細を E メール等にて伝え、日米各事務局の事前の了解と承認を得なければなりません。
 - 1) この際は、日米各事務局が指定または了承する施工事業者を利用しなければなりません。
2. ブースのオリジナルデザインの施工、設営を行う出展者は、最高補償額：US \$ 200 万ドルの損害賠償責任保険へ加入のうえ、当該補償金額と日米各事務局が指定する補償対象者が記載された保険証書（COI：Certificate of Insurance）を第 1 項の期日までに日米各事務局まで提示しなければなりません。

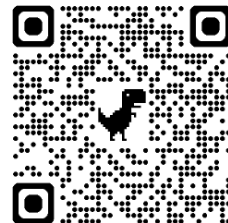
第 7 条 ブース設備、追加備品・サービスの手配

1. 出展料に含まれるブースの基本設備・備品類は募集要項に記載されている通りです。
2. 出展料に含まれていない追加備品・サービスのうち、以下の QR コード先のウェブページに掲載されている項目については掲載されている価格にて米国内の代行事業者（外部委託先事業者）へ手配を行うことが可能です。
 - 1) 申込・問合せ先は、出展申込受理後に運営事務局より別途ご案内いたします。
3. 追加備品・サービスは、LA・NY 各会場ごとに個別にお申込みが必要です。
 - 1) 下記に記載のない追加備品・サービス等については、別途運営事務局までお問合せください。
 - 2) 価格や備考に記載されている内容は予告なく変更となる場合があります。

【追加備品・サービスの手配が可能なもの】



LA



NY

第 8 条 禁止行為

1. 会場での以下の行為を禁止します。
 - 1) 会場内でのアルコール飲料の販売
 - 2) 米税務当局への納税が可能な米国内での事業者登録及び銀行口座が無い出展者による直接販売（EC 又は販売決済代行サービスを利用する場合を除く）
 - 3) ブース内テーブル以外の場所での PR 宣伝・資料や試供品等の配布（日米各事務局が承認した場合を除く）
 - 4) 会場内の施設、壁、床、柱などへのポスター等装飾物の掲示や貼付けなど
 - 5) 会場内・ブースでの裸火、ガス類等の危険物に指定されている物品の持込・使用
 - 6) マイク、アンプ、スピーカー等を使用した PR 宣伝・パフォーマンス（日米各事務局が承認した場合を除く）

- 7) 事前に承認を得ていないブーステーブル等の形状の変更
- 8) 来場者・出展者・日米各事務局に対し迷惑となるような行為
- 9) 公序良俗に反する恐れがあると認められる行為
- 10) 上記のほかプログラムの運営・推進に支障をきたす恐れがあると認められる行為

第 9 条 損害賠償責任

1. 理由や事情の如何に関わらず出展者の展示（出品）、試食・試飲、サービス等の提供によって発生する人や物品等に対するすべての傷害や損害等について日米各事務局ならびに指定の関連事業者は免責です。
2. 故意・過失の如何に関わらず、出展者の責に起因する問題等により、日米各事務局ならびに日米各事務局が指定する関連事業者、来場者、会場提供者、会場内ならびにブース内の設備、備品、物品等に損害を与えた場合、当該出展者は速やかに賠償を行なうものといたします。
3. 出展者は、自身の出展（出品）、試食・試飲の提供等により日米各事務局ならびに日米各事務局が指定する関連事業者、来場者、会場提供者等に損害を与えたり、トラブルを起こした場合、その責任において速やかに対処を行い、解決に向けて全力を尽くして対応することとし、係る費用や労力についても当該出展者の責任においてこれを負担することといたします。
4. 日米各事務局は、天変地異、戦争、テロ、暴動、新型コロナウイルス感染を含む疫病の蔓延、政府の命令、ストライキ、交通機関の遅延、道路事情、その他の不可抗力、または日米各事務局の責に帰さない事由により本展示会が中止・延期、または開催時間が変更となった場合でも、出展者および来場者に生じる損害について一切の責任を負いません。
また、このような場合においても、出展料の返金は原則として行いません。ただし、日米各事務局が特別に必要と認めた場合に限り、その一部または全部を返金することがあります。

第 10 条 出展者、来場者の個人情報

1. 日米各事務局は、出展者ならびに招請バイヤーを含むすべての JFE 来場者に係る個人を特定できる情報（個人情報）については、これらを適切かつ厳重に保護、管理し、一切の開示を行いません。
2. 日米各事務局は、来場者を対象にアンケート調査を実施し、JFE 終了後一定期間内に集計のうえ、事業報告書に纏め、出展者に報告し共有いたします。
3. 出展者は JFE への出展・参加を通して知り得たすべての個人情報を適切に管理しなければなりません。
1) 出展者は JFE への出展・参加を通して知り得たすべての個人情報の運用において発生するトラブルや問題に対し、全面的に対処する義務と責任を負うものとし、日米各事務局は免責とします。

第 11 条 記録・告知・PR 用の映像・画像等コンテンツに関する所有権

1. JFE の PR、告知等を目的として日米各事務局が独自に制作する映像および画像の著作権は、日米各事務局に帰属するものとし、ポスター、フライヤー、PR 動画等の制作物をはじめ公式サイトやマスメディア等での広告・露出ならびに YouTube®、Meta（Facebook®、Instagram®）等の SNS 上での情報発信などにおいて使用・掲載されるこれらの動画・画像等のコンテンツについて日米各事務局は所有権を有するものといたします。
2. 前項 1) において露出、掲載を望まない出展者は、その理由と共にその旨を事前に日米各事務局側へ通知し、了解を得ることといたします。

第 12 条 日米各事務局の権利の保護

1. 日米各事務局は、JFE の開場時刻・開催時間を予告なく変更することがあり、出展者はこの変更を理由とした出展契約の解除は出来ません。

第 13 条 感染防止対策

1. 日米各事務局は、感染症の感染状況ならびに地域を管轄する行政機関等による業務命令等が発令された場合は、それらのガイドラインに沿ってマスク着用など、JFE 開催時に必要な感染防止対策を講じることとし、スタッフ、出展者、来場者の全員がこれに従うものいたします。

第 14 条 規約の追加・変更

1. 日米各事務局は、業務を円滑に実行するために本規約の追加設定、修正等を予告なく行なうことがあります。
2. この規約は、2025 年 4 月 1 日現在のものであり、規約に記載や定めがない事項については日米各事務局がその都度、判断を行なうこといたします。

第 15 条 法律の遵守、税金とライセンス

1. 出展者は、適用されるすべての連邦、州および地方の法律、法典、条例、規則および規制、および施設のすべての規則および規制を遵守し遵守することに同意します。
2. 出展者は、JFE での出展者の活動に適用される連邦法、州法、または地方法に基づくすべてのライセンス、許可、または承認を取得することに独自で責任を負うものとします。
3. 出展者は、必要な納税者番号および許可証を取得し、売上税、ライセンス料、使用料、ロイヤリティまたはその他の料金、料金、課徴金または罰金を含むすべての税金を支払うことについて独自で責任を負うものとします。但し、商品の会場販売に係る公租公課負担については、日米各事務局の指定する「販売パッケージ」を申し込んだ場合のみ、これを免除するものとします。

第 16 条 限定責任

1. いかなる場合においても、日米各事務局、会場、またはそれらの役員、取締役、従業員、代理店、請負業者、代表者、関連会社、および譲受人（総称して日米各事務局関係者）は、出展者が被った又は被りうる結果的、間接的、付随的、特別、懲罰的、または増額損害、利益の損失に対して責任を負わないものとします。
2. いかなる場合においても、規約に起因または関連する日米各事務局の責任の総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）、またはその他に起因するかどうかにかかわらず、規約に基づいて出展者から日米各事務局に支払われた金額の合計を超えないものとします。
3. 日米各事務局関係者には、日本貿易振興機構(JETRO)が含まれます。
4. 規約に基づいて、または規約に関連して生じる請求は、JFE 最終日から 30 日以内に書面で行う必要があり、そのような通知を行わなかった場合は、いかなる請求も放棄されるものとします。

第 17 条 補償

出展者は、日米各事務局ならびに日米各事務局関係者に対し、出展者又はその関係者の規約違反、意図的な行為、過失、法律・条例違反に起因する、弁護士料金を含む、被補償当事者が負担する訴訟、判決、和解、利息、裁定、罰金、罰金、料金、または出費（総称して「損失」）、及びあらゆる損失、損害、責任、欠陥、請求に対して補償の義務と責任を負うものとします。

第 18 条 準拠法

1. この規約は、抵触法の定めに関わらず、カリフォルニア州の法律に準拠し解釈されます。
2. 規約に関係または起因する、あるいは規約の主題に関連するいかなる訴訟および法的手続きは、その性質に関わらず、カリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在する州または連邦裁判所が管轄するものとし、出展者ならびに日米各事務局は、各当事者およびその法的相続人および権利継承人について、訴訟および法的手続きをカリフォルニア州裁判所およびカリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在するアメリカ合衆国連邦裁判所の司法管轄に

服することに合意し、さらにそれらの管轄裁判所によって規約に関連して下される判決に拘束されることに同意することといたします。

第 19 条 完全合意

この規約は、(1)規約の主題に関する日米各事務局、出展者間の最終的、完全、且つ排他的な合意及び契約を構成し、(2)規約の主題に関する日米各事務局、出展者間の全ての過去及現在の（黙示・明示を問わない）合意及び契約に優先されます。

以上